

明治国家における神祇祭祀の意義——明治神祇官の「御巫」設置をめぐる——

小平 美香

一、はじめに

明治国家において神祇祭祀の果たす役割は重要であった。「祭祀」¹がもちうる共同体統合の機能は、明治維新にあり国家統合の手段として再び有用とされたからである。

しかしそのために祭祀の場や祭祀者は、近世的なあり方から脱却し、近代国家に沿うよう新たに転換される必要があった。その転換を担ったのが明治神祇官といえよう。すなわち明治の神祇官設置は、士族たちが中心となり、国家に宮中・諸社の神祇祭祀およびその祭祀者を組み込むことによって維新国家の統合を図るといふ時代に即した使命を

担っていた。

その一方、官内の神殿では古代の神祇官ながら天皇を守護する神々「八神」²を第一位の祭神として祭り、その祭祀を担当した「御巫」³という古代の女性祭祀者を復活させる。明治神祇行政のもと、神宮はじめ諸社において女性神職が次第に廃退していく中、これと逆行するように明治神祇官で女性祭祀者「御巫」⁴を復活させた事は何を意味するのか。

本稿では古代的な「御巫」の設置というこれまであまり顧みられなかった祭祀者の復活を主軸に、明治神祇行政の中心を担った士族たちがいかなる思想のもとに祭祀・祭祀者を国家の中に位置づけ、変換していくことを目指したの

か考察したい。そのことを通じて、神祇祭祀が国家における天皇の位置づけとどのように呼応していたのか、明治国家における神祇祭祀の意義を考えるものである。

二、明治国家における神祇祭祀者の位置づけ

——「私」から「公」へ

明治国家における神社および神職の位置づけは以下に掲げる明治初年の神祇行政に関わる太政官布告に明らかである。

① 神祇官の再興 明治元戊辰年三月十三日（第五百十三）

祭政一致ノ制度ニ復シ神祇官ヲ再興シ諸家執奏配下ヲ廢シ諸神社神主等神祇官附属セシムルヲ令ス

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸祭奠モ可被為興儀 仰出候

② 世襲神職の廃止 明治四年五月十四日（第二百三十四）

神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候（中略）今般御改正為在伊勢兩宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨被 仰出候事

③ 神官の職制 明治四年五月十四日（第二百三十五）

一 官社以下府藩縣社郷社神官総て其地方貫属支配タル可ク本籍ノ儀ハ士族民ノ内適宜ヲ以テ編籍可致事

（『法令全書』。以後引用文の傍線は筆者による）

すなわち、神武創業にもとづいた神祇官の再興により、祭政一致の制度に改める一方、近世までの神社、神職支配のあり方を「私的」なものとし、これを「公的」なものに改める。具体的には神社・神職を神祇官の附属となし、神職制度については「世襲」を改め精選補任し、神職の本籍を「士族」に編籍するという措置をとる。

近世までの神社神職支配は、平安末期から神祇官の長官「神祇伯」を世襲してきた白川家と神祇大副という職を世襲し中世以降は多くの神社神職を配下においた吉田家に代表される。

応仁の乱以降庁舎を失い実質的に廃絶していた神祇官の機能を分担し、この二つの家が神祇官代の役目を果たす根拠は、神祇官の神殿で祭る「八神」を両家が神祇官に代わり祭っていたということであった。

近世の白川家、吉田家の神社支配をめぐる抗争の中で、互いの家の八神殿を否定し自家の八神殿の正当性を主張することから、神祇官は「八神」を祭る場であり、いわば神祇官の象徴であったことが窺われる。

明治二年十二月、神祇官の神殿が完成すると、近世まで

白川、吉田家等でまつられてきた「八神」は明治神祇官に勧請され、明治五年には各家の八神の「神体」も総て神祇官神殿（当時は神祇省）に遷される。その際の資料から読み取れるのは、天皇の守護神たる八神が私邸に祭られることの都合さであり、「私的」に祭るべきではないという方針である。これは冒頭の太政官布告「神社は国家の宗祀にて一人一家の私有にすべきにあらざる」と神社を「公的」に位置づけるのと同じ措置であり、こうした両家主導による近世までの神祇制度も「八神」の近世までの祭られ方も、明治神祇行政の中ではともに「私的」なものとして退けられたことを意味しよう。

三、士族たちの神祇思想——「公」と「孝」

明治神祇官は短期間に変遷を重ねる。慶応四年の「神祇事務科」設立をその始まりとし、「神祇事務局」を経て「神祇官」設置に至る。しかし明治四年には「神祇省」に変換、翌明治五年の神祇省廃省により、神祇官の職務は教部省と太政官式部省に移管される。

官員の構成は、当初の「神祇事務科」時代には公家、宮家を中心となっているものの、「神祇事務局」時代から初めて士族たち——津和野藩主亀井茲監と藩士福羽美静が名

を連ねるようになる。以後明治五年の神祇省廃省まで、亀井茲監の後を引き継ぐ形で福羽美静は神祇行政の中で一貫して主導的な地位にたつ。神祇行政における士族層、特に津和野藩の主導性は先学の指摘されるところであるが、彼らの神祇思想は神祇官再興にあたり神祇政策に直接影響を与えたことであろう。

ここで津和野派ともいわれる彼らが、明治神祇官の設立をどのようにとらえていたのか次の二つの文書から考えてい。

一 第一国體ニ基キ祭政教一致

天道御興立之事

・政必ス祭アリ祭必ス教アリ天皇政令ヲ下シ或ハ公議ヲ裁断シ玉フヤ都テ天意ヲ窺フ必ス祭アリ以テ民ノ敬信スル教ヲ示ス州県諸官ト雖トモ皆其意ヲ倣ス

（中略）

・公ハ天ノ道ナリ自然之ヲ人心ニ附与スレトモ人欲全ク除カサレハ自然ノ公ヲ得ス故ニ天皇之レヲ取捨シ天意ヲ感格シテ始テ天下ニ公行スルヲ得ル此レ天勅ノ起ル所以ノ理ナリ

・天皇国民ノ公議ヲ尽ス此則天意ナリ

（神祇官建大意 『勤齋公奉務要書残編卷一』）

これは亀井茲監所蔵の文書である。⁽⁹⁾ 天道興立之事として

「公は天の道」すなわち天道であると位置づけ「公」という概念を至高のものとしている。武士における「公」の指し示す内容は、幕府、朝廷とその時々に変化するものの、士族たちがそれまでもっていた「公」「公儀」への眼差しとしてこれは至極もつともなものであろう。

ここではさらに、「祭」と「政」さらに「教」の関わりを述べる。「天意」を伺うものとしての「祭」が説かれ、それが民への教えにつながる。祭祀への重視の根拠となるところであらう。さらに「天意」を感格し「公行」し得る存在としての「天皇」が説かれ、あるいは逆説的に「公儀」を尽くすことが「天意」である、「公」「天皇」「天意」の関係を説く。ここに彼らの考える「公」の内容の一旦とその重視の姿勢がよみとれる。

次に挙げるのは、大國隆正の神祇官に対する言説である。

神祇官をおきたまふは神武天皇の大孝をのべたまへるにおこりて。今猶神祇官代にて八神殿をつくり。としことに鎮魂祭のことあり。日本書紀神武天皇の御巻四年のところに。大和のかしはらのみやこ小野の榛原といふところにてまつりたまへるをおこりとす。いまも鎮魂祭をもて神祇官の要務とす。これにより鎮魂祭の主意をしるすへきなり。魂魄 大忠大孝 天神地祇

〔大國隆正「神祇官本義」『維新前後津和野藩士奉公事蹟』上〕

大國隆正は、津和野藩藩校養老館で国学教師をつとめ、神祇官の設立当時に自らも神祇官官員であつた国学者である。慶応三年、神祇官総裁の内勅を受けたという徳大寺実則に密かにその所見を聞かれ記した¹⁰⁾という彼の「神祇官本義」は、右のように神祇官を神武創業から説く。すなわち『日本書紀』神武天皇による「孝」に基づいた皇祖天神の祭祀が神祇官のおこりであるとする。神武紀を「忠孝」で解釈することは既に後期水戸学¹¹⁾において行われていたが、隆正もまたこの祭祀を「忠孝」という士族たちにとって身近な儒教的な徳目で解釈する。あるいは亀井茲監が明治二年勅問にこたえる形で奉つたという「皇道復興の議」¹²⁾にも「孝者百行之源、徳之基」とあり皇道挽回に「御孝道」の重要性を説いている。

これらの文書から、津和野派あるいは大國派ともいわれた彼らが「公」という概念、あるいは「孝」という士族にとつて身近な徳目から神祇祭祀や神武紀を解釈し、さらにそれが彼らの神祇官設立の思想的基盤となっているのが了解されよう。

神武天皇以下歴代天皇を「皇靈」として明治神祇官神殿の祭神に加えたことは、女官たちの手で私的に行われていた宮中での仏式の祖先祭祀を神式に転換させる神仏分離方策であるだけでなく、明治神祇官祭祀が「孝」を体現し、

それを「公的」に発信する機能を担っていたことを如実に物語っている。太政官布告にある「神武創業」は神武天皇自ら「孝」という徳目をもって祖先祭祀を行うことと解釈され、それが強く反映されたものであったことは明確である。

こうした解釈は、実際明治神祇行政にそのまま反映されており、神祇官祭祀において、その思想はいたるるところに見出せる。次に掲げる三条実美による教部省の教法に関する文書（明治五年）にみられるように、この思想は後に国民教化という側面でも強く反映されていく。

戊辰以来政令縷変し藩を廢し県を仰する等の大改革に及ぶと雖とも衆庶敢て妄りに違背する者なし是れ天照大神の威靈万世に亘つて衰へず加之皇上親しく忠孝の大道に基き祖宗の神徳を継承し給ふの然らしむる所なり伏て惟れは三種の神器は則天照大神の親しく皇孫に授け給ふ至重の神器なれば宜しく親しく之れを悉く宮中に安置し奉り皇上親しく齋祀に管し宗廟社稷を敬重し給ふ事即ち今の要道と奉存候因りて其条件を掲る左の如し（中略）一齋祀は皇上親しく百官と共に之れに管し式部寮を以て祭亭の礼式を掌判せしむへき事（政教一致に関する史料『岩倉具視関係文書第七』）ここに天皇自ら行う「祭祀」の位置づけが明治政府に

とつて重要な意味をもっていたことが改めて確認されるのである。

このように明治国家の政策として重要視された「祭祀」であるが、実際の神祇官祭祀のありかたをめぐることは神祇官内で対立があった。平田派の国学者、常世長胤から大國派といわれる福羽に対して、漸く再興された神祇官であるのに祭祀が故実のとおり行われず、上古の儀式を知る人、故実の沙汰をする人々を嫌い、兵隊が軍神を祭るような所作をする人もいて物知らぬ時勢の人々に媚びていると、福羽が鋭く批判されている。¹⁵

四、旧祭祀者白川・吉田の排除と復活

次に明治神祇官内の官員についてふれてみたい。福羽ら士族層が神祇官行政で主導的地位を維持していくのに反し、近世まで宮中・諸社で大きな力をもっていた白川家、吉田家は神祇官が再興された当初、神祇官の官員に任じられていないことは注目すべきであろう。こうした神祇官人事は、岩倉具視ら政府首脳らの総意の反映で、「白川氏などこれまで神祇に関わった人々は一切採用しない」ことが当時、岩倉具視と神祇事務局総督の鷹司輔熙の間で確認されていた。¹⁶

これは、明治四年の太政官布告「世襲の神職」を廃止するという措置と趣旨を同じくするものである。

白川家が近世まで代々担ってきた重要な家職には天皇への祭祀伝授、天皇に代わり毎日拝礼を行う「代拝」、宮中において天照大神をまつる「内侍所」の祭祀等がある。

昔より御代々神拜式、中臣祓、其外神祇一道の式は、皆伯より奉りて、御代拝の事は決して伯に限、若伯に障あれば御代拝を止め玉ひても、餘人の勤ることは曾てならぬ由なり、内侍所を預り玉へば、阿菜刀自までも皆伯の門人なり（『神道通国辨義』）

白川家の神道「伯家神道」の職掌について、同家の学頭森昌胤は右のように記す。同家は内侍所の女官「刀自」らにも祝詞や祭祀を伝授しており、この資料のように学頭が「齋」「刀自」を門人であると主張するほどに、白川家にとっては内侍所の女官との関係が伯家たる地位の根柢となっていたことが窺われる¹⁷⁾。

しかしながら、福羽はこうした白川家代々の「神祇伯」という旧職が廃止になったとして、その伝統的な家職を否定し、それに代わる新たな祭祀システムを「定則」として作り上げる。こうした明治神祇官の姿勢は次のような記録から明らかである。

吉田二於テ神祇官ト称シ候儀本官ニ相紛候ハ勿論第一

名義モ不立候間以後右様不正之儀無之様仕度候事白川家之神祇伯吉田家之神祇大副等ハ有名無実ニ而本官之御用筋モ不相勤既ニ内侍所モ本官ニ被附候得共猶右両家ニ而関係之儀ニ付事柄両端ニ相成名義モ不相立候事（中略）右等之儀早々御評議相願度候事 辰七月神祇官 辨官事御中（雜種公文・公文録・明治二年、神祇官日々御拝ノ儀 御東遷以來白川資訓へ御代拝被 仰付同人私宅ニ於テ相勤来候由ニ御坐候処同人儀旧職御廃止ノ上ハ一家ノ職業ト相成候筋モ無之猶更御代拝ノ儀私宅ニ於テ相勤候儀甚不条理ニ付以後節朔御拜以下旬御膳日供等定則更ニ別紙取調通御治定有之度此段相伺候也 辛未十一月 門脇 神祇少輔 福羽 神祇大輔 正院御中（明治四年、「公文録」、第百二十三卷、神祇省伺）

神祇官再興以前から明治神祇行政では、内侍所を管轄下に置くことを目指していた¹⁸⁾。福羽も内侍所の故実について神祇官で調査しているが、これは内侍所改革に取り組む下準備とも思われる。

内侍所は天皇が京都から東京に遷るのと共に東幸するが、『明治天皇紀』の記述をみると、明治二年後半位から内侍という女官の名称を掲げた「内侍所」は「賢所」という呼称へと統一されていく。これは単に呼称だけの問題ではなく、近世的な内侍所のあり方が改革されていくことを意味

する。次に挙げるのは「賢所の改革案」²⁰⁾である。

賢所体裁改革アラン事ヲ乞ノ議

継体ノ君主神器ヲ奉シテ天祚ヲ踐玉フハ、乃吾カ国體也。然則神器ハ国體正統ノ繫ル所天祖威靈ノ憑ル所ニシテ、人主是ヲ奉シテ天職ヲ治メ玉ヒ、臣庶是ヲ仰テ国體ヲ保ツ。是乃天地ノ公道タリ。(中略) 中朝以還、神器ノ体裁公道ニ因ラス、鄭重之ヲ廟上ニ安セス。人生一身ノ擁護ノ為ニ奉秘シ玉フカ如キヨリ然ル歟。(中略) 彼中朝否泰、天位ヲ以テ私シ玉フカ如キニ至ツテハ、百事ノ公道ニ副ハサル固ヨリ論ナシ。今ヤ万国公道ヲ論シ天下トトモニ私ナキヲ推ス。(中略) 而シテ独異ナル所以ノモノハ、万世一統神器ノ之ニ繫ルアリ。是ヲ以テ人主ノ家事ニ属シ、一身ノ擁護トセバ、則万世一統ノ大義万国ニ於テ是ヲ何トカ論セシ。方今中外ヲ比較シ、万世ヲ測リ、宜シク神器ノ体裁ヲ但サスンハ有ルヘカラス。其天祖訓ヲ垂レ威靈ヲ托シ、無窮ヲ期シ玉フノ神器ヲ以テ、内侍所ト称スルカ如キハ不知何代ヨリ然ルカ。至尊日々御拝ノ如キ内侍女暨ノ関カル所トナリ、其掌トスル所是ヲ神秘ト称シ、天職ノ至重ナル朝廷百官共何ナルヲ知ラザルカ如キニ至テハ、天地ノ公道何ノ処ニカ係ラン。宸断速ニ神器ノ大義ヲ天下ニ明亮ニシ玉、今日ノ大運ヲ下世ニ昌ニシ玉ハン

事仰ク。(明治四年七月浦田長民文書、神宮文庫所藏、阪本健

一「明治維新と神道」所収)

この改革案によると、「神器」をまつり国体を保つことは「天地の公道」であるのに、中朝以来内侍所のあり方は天皇一身の擁護のために奉秘するが如きで、人主の家事に属していると指摘、日々の御拝のように内侍のような女たちが関わって神秘と称しては「天地の公道」たりえないとある。つまり内侍所の祭祀が天皇家の私的な祭祀と考えられるのは、その担い手が女官であることに原因を求めている。公家たち従来の祭祀者を退けるだけでなく、当時内侍所の女官たちをも退けようとする動きがあったことが資料から了解される。そしてその改革の根柢は、神社を国家の宗祀として位置づけたように、内侍所祭祀も「公的」に位置づけようとする中に求められるといつてよい。

ところがいったん排除されたはずの白川氏は、明治四年八月四日の「掌典職・神部職」設置に伴い、翌五日には吉田氏とともに神祇官官員として復活する。この両家復活の理由は次の資料から読み取れる。

神祇官神祇四姓ヲ興立シ並神部若干ヲ置カンコトヲ請フ

神祇官伺(中略) 神祇四姓神部等必用ノ儀ニテ従来御大札ノ節某代ト申ニテ相済居候へ共決テ古儀ニ不叶差

向御当代御大礼モ被為在且年々新嘗祭神宮奉幣使等古儀ニ相復候儀第一之典故ニ候得者右四姓穿鑿ノ上御取立ニ相成並神部若干凡テ員外出仕申付候様有之度左候ヘハ官中ノ執務區別相立官員増減後來確定可致間別紙四姓早々御興立ノ儀御評議有之度候也 三年十二月二十二日 王氏 中臣氏 忌部氏 卜部氏 (『太政類典』 第一編、慶応三年―明治四年)

従来の大礼、すなわち大嘗祭では「某代」と称して代理役で済ませてきたが、それでは祭祀の古儀に叶わず、当代の大礼も近づいているなか、年々新嘗祭などの古儀が復興されており、故実をめぐって王氏（白川）、中臣氏、忌部氏、卜部氏（吉田）の四つの旧神祇氏族の復活と神部職を若干設置することを要請するものである。

この記事からもわかるように、神祇官内では祭祀執行に關する問題を抱えていた。すなわち、明治神祇官は古代神祇官にはない神武天皇以下歴代天皇を「皇靈」として祭神に加え、「皇靈」を中心とした神式の祖先祭祀を新たに作り上げる一方で、古代の神祇官で行っていた祭祀、祈年祭、新嘗祭、鎮魂祭、大祓といった旧儀を復興していく。ここに白川家、吉田家が神祇官に代わって祭祀を継承してきた近世までの役割が再び必要とされたのである。

次に挙げる資料は、神祇官における「大祓」復興をめぐ

り、神祇官と吉田社との関係を物語る記録である。

一昨日大祓之節庭燎無之ニ付如何哉御尋有之候右ハ全庭燎之儀ニ付夜二入不申候間用ヒ不申且昨年之所ハ有之候様御噂ニ候ヘトモ吉田一社ノ者ヘ尋候節夕刻迄ニ相濟候節ハ是迄モ不用申居候付等前件之通り取計候間左様御承知給り度候也

一大祓用具之事入用之品々(中略)不得止吉田家ヨリ従前之品借用ヒ為相濟候得共右ニテハ不相当之分モ有之ニ付尚以来之度ハ於当官篤ト取調之上入用品々追テ申立度依テ過日不取放用ヒ候品々前段不申入候間是又御承知給り度候也

庚午七月二日 神祇官 留守官御中

本日二十九日大祓被為執行候ニ付昨年ハ吉田奉仕二候得共御官被相役置候上ハ御官御奉仕の当之事ニ付当年ヨリ相改メ御官員奉仕可有之候御問合ニ付申入候也 庚午六月二十八日 留守官 神祇官御中

追テ吉田ヘハ不及相勤旨申達置候ニ付御心得迄ニ申入候也 (『雜種公文』・公文録・明治三年、神祇官)

明治三年六月に行われた神祇官大祓の執行にあたり、神祇官はこの祭事に庭燎を焚くべきか否かをめぐり吉田社へ照会を入れその是非を確認し、あるいは祭器具をやむを得

ずと称しながら吉田社から借用している。今後は取調べて神祇官で入用の品々を購入すべきこと、昨年は吉田に頼って大祓を執行したけれども、今年から神祇官員で奉仕するので吉田は勤めるに及ばずと申達してはいるものの、神祇官が祭祀執行にあたって具体的な知識や用具など、吉田に頼らなければ祭祀ができない事実が浮かんでくる。

結局、白川、吉田といったような旧来の神祇氏族と神部職という伝統的な役職の復活という神祇官の求めどおり、翌年「掌典」「神部」職が設置され、「掌典」に白川、吉田が任命されることによって両氏が神祇官に復活する。「掌典」とはその名のとおり「儀式を掌る」という意味であり神祇官における新たな彼らの立場を意味しよう。

しかし白川、吉田が神祇官に復活したことは当初の政策、すなわち「これまで祭祀に関わってきた人々を採用しない」という岩倉や亀井の方針、あるいは世襲の神職を廃止するという太政官布告に反する措置である。

それにもかかわらず両氏が神祇官に復活を果たした理由は、このように明治国家が重要視していた「祭祀」の実質的な執行にあたり両氏の存在が不可欠であったことに求められる。

五、神祇官「御巫」の復活と内侍所「刀自」

明治四年の「御巫」の設置は、このようにして白川、吉田が神祇官に復活した一ヶ月後の出来事であった。従って、諸社の女性神職が廃絶するなか、なぜ新たに「御巫」という女性祭祀者が神祇省に設置されたのかという当初の問いは「掌典職・神部職」設置とともに白川・吉田が神祇官に復活した一連の事態の中に位置づけて考えねばなるまい。この古代的な神祇官の祭祀者「御巫」の設置は、明治四年の『公文録』には次のようにある。

神祇省

今般其省中御巫ヲ被置候ニ付テハ元刀自ヲ以テ任候条
宮内省へ打合可取計事

辛未九月二十九日 太政官

(『公文録』明治四年、第二百二十三卷)

しかし、明治神祇官の「御巫」設置という措置は、あくまでも神祇省の管轄下に内侍所がおかれたことを宣言するものであろう。復活した「御巫」の実際は古代の八神を祭る御巫とは異なり、その内実はこのように内侍所を祭る「元刀自」であったからだ。この「御巫」はわずか一月もしないうちに「内掌典」という職名に改称される。

神祇省へ達

其省中御巫権巫左之通被改候事

布告

神祇省中御巫権巫左之通被改候事

内掌典十一等 権内掌典十二等 辛未十月十五日

〔『太政類典』第二、第十八巻〕

前の事實は、並行して行われていた宮中改革とも関連している。

内侍所は既に明治二年から宮内省の管轄となつては、宮内省もまた改革がなされようとしていた。次に挙げるのは後に宮内卿兼侍従長となる徳大寺実則による「宮内省改革見込書」である。

一 是迄当番大丞と唱ひ華族の内より四辻権大丞 長谷権大丞 千種権大丞右三人にて奥向之事務取扱来候処

自今被廢華族士族の別を不問 大小丞にて右取扱可然

此時に当り女房の旧弊を
歎不破は決而不相成候事

(中略)

一 一般の御改正誠に幸ひの事に付侍従へは是非士族より一兩人に而も御差加成居候はは彼の旧弊相破れ至極の御事と奉存候兎角機会を失ひ候而は遺憾の至りに御座候(「宮内省改革見込書」徳大寺実則 明治四年「岩倉具視關係文書」七)

この改革見込書から考えると、改革の対象とは侍従と女官を指すのであつて、いわゆる宮中改革とは天皇をとりまく人員の配置転換と女官を含めた天皇側近の改革といつてよいであろう。それまでの侍従が華族に限られていたのを、華族士族を問わないとし、ひいては旧弊を破るために一兩人は是非士族より加えて欲しいという改革案が出されている。旧公家に加えて士族を入れる人事は神祇官のそれと同じである。

この改革案でいう「旧弊」とは具体的には「女房の旧弊」をさすことが窺われる。維新の宮中改革にあつて、女官の旧弊が政府首脳や士族たちにとつていかに障害になつていたかは、次の『明治天皇紀』の記事に明らかである。

当時宮禁の制度、先例・故格を墨守するもの多くして、君側の臣は堂上華族に限られ、先朝以来の女官権勢を張り、動もすれば聖明を覆ひたてまつる等の事無きにあらず、是れより先、右大臣三条実美・大納言岩倉具視等大に之れを憂へ、改善せんと欲すと雖も、数百年來の慣習を一朝にして改革せんこと実に至難なり、参議西郷隆盛以為らく、国威を発揚せんとせば、宜しく根源に溯りて宮禁の宿弊を改めざるべからず、即ち華奢・柔弱の風ある旧公卿を宮中より排斥し、之に代ふ

るに剛健・清廉の士を以ってして聖徳を補導せしむるを肝要とすと(明治四年七月二十日『明治天皇紀』)

この「女房の旧弊」改革に最も力を入れたのが薩摩藩で、西郷隆盛の意思を受けて宮内丞となった同藩の吉井友実である。彼の日記には、「是迄女の奉書などと、諸大名へ出せし數百年來の女權、ただ一日に打消し、愉快極まりなし、弥々皇運興隆の時節到來かと密に恐悦に堪へざるなり」とあり、「女の奉書」と具体的に述べられる。

この奉書とは内侍の筆頭で天皇と外部との交渉を担当する「匂当内侍」が出す女房奉書のことである。天皇の意思を伝えるこの奉書は中世に成立したというが、別名「長橋の局」といわれるこの女官の名をもって將軍家、大名など武家へ向けての往復が全て出されていたというから、武家にとってこうした女官の存在は、まさに「數百年來の女權」といわれるに相応しいものであった。²⁶⁾

女官改革はこうした公事に関わる女官から、「公的」な機能を切り離すことであったであろう。明治四年八月一日、女官は一旦総罷免となり、時代に沿う人々が精選補任される。当時宮内省の管轄下であった、内侍所の女官「刀自」も当然この改革の対象であったと思われる。

注(27)に掲げた表は、①明治四年の女官改革にあつたての事前調査とされる「明治三年当時の刀自についての書

き上げ」と、②女官改革を経て翌明治四年十月に任じられた初の「内掌典」である。

これらと比較すると、「刀自」たちの上位二名が辞任しただけに留まり、その他の「刀自」はそのまま「内掌典」に移行している。「内掌典」は明治四年の神職の士族編籍を経て、神職同様すべて「士族」に属する身分となっていることも確認できる。また「内掌典」という職名は、白川、吉田の新しい職名「掌典職」とつながることは明らかである。

このように考察してみると、明治神祇官の「御巫」とは、祭祀者と女官という二つの立場にあり、いずれも士族たちが目指した改革の対象となった。すなわち一つは神祇官における祭祀者の制度と、いま一つは宮内省における女官制度に関わる改革である。つまり「御巫」の設置とは神祇官、宮内省の二つの組織改革にもかかわらず、内侍所の女官である「元刀自」がその職名を変更するに留まり、明治神祇官の中で「專業の祭祀者」の職掌をもつ存在として新たに位置づけられたことを意味する。近世的な「内侍所」から近代の「賢所」へ改めるべく士族たちが目指した二つの改革にも関わらず、内侍所の旧女性祭祀者はなぜ変わり得なかったのか。

その理由は、白川、吉田が神祇官に復活した経緯と同じ

ように考えるのが妥当であろう。中断していた神祇官祭祀の復興にあたっては、従来家職としてその祭祀に携わってきた白川、吉田といった人々からの祭祀の継承なくしては成立しえなかった。同様に「元刀自」も内侍所の祭祀執行人上不可欠な祭祀者であったことが考えられよう。

明治四年九月には神祇官の祭神である「皇霊」は宮中賢所に遷霊される。翌五年には「八神」「天神地祇」も宮中へ遷され、近代的な天皇祭祀の場を作り上げる目的を果たし神祇官が解体されていく。こうした背景の中で女性祭祀者「御巫」が復活したことは、明治政府が内侍所を神祇官の管轄下に取り込む当初の目的を制度的には果たしながら、一方で祭祀そのものの改革には及び得なかった結果と考えられよう。

すなわち、明治神祇行政では「刀自」たちのような女官によって行われてきた内侍所を改革することを試みながら、「刀自」たちを廃し、諸社の神職同様男性に置き換えることを断念せざるを得なかった。祭祀の執行という実質的な問題を前にして、結局、近代の賢所祭祀は近世的な内侍所祭祀のあり方を基本的に継承せざるを得なかったことを「御巫」職の復活は物語っている。

六、おわりに

本稿では神祇官における「御巫」復活の経緯を明らかにすることによって次のようなことを確認することができた。

明治神祇行政において神社や神職たちは「国家の宗祀」として「公」の存在に位置づけられた。同様に、神祇官や内侍所も近世までの担い手である公家や女官の代わりに士族を配置する人事によって「私的」なあり方から、「公的」に変換されることが目指された。「公」とは「孝」と並んで武士たちにとって重要な概念であり、神祇行政のありかたも宮中改革もこの「公」という概念が思想的な核となつて改革が進められていた。

神祇祭祀を通じ士族たちが目指したのは、彼らにとつて近代にふさわしい「公儀」を作り上げること、つまり明治国家において、天皇を「公」に位置付けることに他ならない。従つて、天皇の「私的」な祭祀として位置づけられた近世までの内侍所祭祀のありかたは、明治国家において、天皇とともに「公的」に位置付けられなければならないかった。士族たちが中心となつて目指した近代的な天皇の位置付けを保障・保持するものは、結局「孝」を基盤とした内侍所祭祀の継承と存続にあつたからである。しかしそのた

めに、家職として内侍所の祭祀に関ってきた公家と内侍所祭祀を掌ってきた女官たちを当初の方針通り、廃すること
ができなかった。

明治国家における神祇祭祀の意義とはこのように天皇の位置付けと関わり、近代的な天皇制と皇位継承とを保障するものであったと結論づけられよう。神武創業を規範とする明治神祇行政において天皇自らの祖先祭祀は必要不可欠であった。

こうして明治四年八月には「掌典職」、九月には「御巫」を経て「内掌典」が設置されるが、明治四年十二月の職員録には「掌典」のみ記載され、「内掌典」が記載されていない³⁰。このことは、明治国家が賢所祭祀を公的に位置付けながら、そこで祭祀を専らとする「掌典」のうち女性で
ある「内掌典」のみ神祇官の「公的」な存在として位置付け
なかつたことを意味しよう。士族たちの「公」をたてんと
する論理は、このような形で貫かれたといつてよい。

しかし、内侍所の変革とともに宮中の女性祭祀者の存続が問われ、にもかかわらず残り得た事象を考えると、明治期の各社における女性神職の廃退という事態も、士族層が中心となった神祇官において、神社・神職を「私」から「公」に位置付ける国家祭祀への転換措置の延長上に考えるべきことが了解される。

それは神祇信仰そのものに由来するものではなく、むしろ教義的なものとは別の次元で行われたものであると考えるべきであろう。この点についての考察は今後の課題として
たい。

注

(1) 子安宣邦氏は『国家と祭祀——国家神道の現在』(青土社、二〇〇四)の中で、儒家経典が説く「君主みずからによる祭祀は国家体制への人民の心情的統合をもたらず最良の教えだ」という法則を、後期水戸学の代表的な著作である会沢正志斎の『新論』が依拠する聖なるコードと指摘する。共同体における祭祀の政治的意味は、古代律令国家にも明治国家にも当然期待されるものであった。本稿では、こうした祭祀のもつ特性をさらに祭祀者という視点を加えて考察するものである。

(2) 古代の神祇官西院の神殿に祭られていた神々はムスヒの神を中心とする八神である。明治神祇官の神殿は「八神」を中心としながらもその他に、東座に「天神地祇」、西座に「皇霊」を祭っている。「八神」に加えて「天神地祇」「皇霊」を祭神として祭ることは、明治神祇官の特徴であり、この祭神の違いが、明治神祇官の機能と深く関わっている。

(3) 古代の神祇官官長「神祇伯」の職掌として「御巫」の

ことを掌ることが「大嘗」「鎮魂」という祭祀に並び『職員令』に明記されており、「御巫」の重要な職掌が窺われる。明治四年に再び神祇官でこの「御巫」が設置されるが、諸社において女性祭祀者（女性神職）が消え行く中、なぜ「御巫」という女性祭祀者が登場したのかという問いがここにある。

(4) 『明治史要附録概表』（修史局編纂 明治九年十二月刊行）の明治七年十二月の調査によれば「神官」の項につき男性が九七七二名に対し、女性が八名という数字が拵がつており、女性八名の内訳は七名が琉球の神職である。本島における神職はほぼ男性のみという状況がわかる。

(5) 八神を祭っていたのは、白川邸、吉田社の他に有栖川宮邸がある。有栖川宮職仁は白川資訓と共に、神祇官の前身「神祇事務局」、その後は「神祇事務局」時代にそれぞれ総督、督という最も高い役職についており、その役職と八神との関連も考えられる。

(6) 高埜利彦「江戸時代の神社制度」、『元祿の社会と文化』日本の時代史15、吉川弘文館、二〇〇三。以下のような資料からも、近世の白川家吉田家をめぐる神祇官代としての正当性の論点は、まさに双方八神殿の正当性を主張することにあつたことが窺われよう。

吉田齋場之八神殿、これ一家の私にあらず、勅裁・台命之趣、前件所載之記文の如く、慶長十四年九月、奉幣祭

遣上卿以下参向、是吉田神楽岡齋場、神祇官ハ神殿被行朝家神事の始也、然るに、近き比、白川家小社八字を構て、往古の八神殿の神體を安置する之由、納偽物て、言を巧にし、朝家を欺て、我意をほしきままにす（神祇官

八神殿之事「神業類要」、『神道大系』卜部神道(上)所収)
(7) 「一大掌典白川資訓京都私邸二旧職中御守護致居候八神殿神祇省出仕吉田良義吉田神楽岡二勸請致居候 八神殿有栖川宮京都私邸二古来鎮座有之候 八神殿都合三ヶ所ノ 八神殿由来未タ明亮不相成徒来取調中ニ御坐候処畢竟八坐ノ神靈ハ 玉體安全ヲ奉護有之候故実ニテ方今西京ニ鎮坐其儘ニ被為置候儀不可然且御一新以来新勸請ノ 八神本省ニ御鎮坐有之候上ハ多方同様ノ 神坐有之儀彼是不都合ニ付右西京三ヶ所ノ 神躰都テ本省へ御遷坐有之候テ可然此段至急御評議伺候也 辛未八月 神祇省」(『公文録』明治四年、第百二十三卷)。

(8) 阪本是丸「明治維新と国学者」大明堂、一九九三、阪本健一「明治維新と神道」(『現代神道研究集成三』) 神道史研究Ⅱ、神社新報社所収)、武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察——明治初年における津和野派の活動を中心に」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七所収)、武田秀章「明治神祇官の改革問題」『國學院雜誌』八八一—三、羽賀祥一「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四。

(9) 『勤斎公奉務要書残編』(宮内庁所蔵)は、加部巖夫編の亀井茲監の伝記『於村呂我中』に遺漏した神祇事務に關する文書を大正六年宮崎幸磨が編纂したものである。

(10) 大國隆正「神祇官本義」、『維新前後津和野藩士奉公事蹟』上による。隆正の伝記となる本書上巻では、「神祇官を再興せらるる。蓋し隆正の考案に基づくなり」と記す。

(11) 会沢正志斎『新論』「国体」には「忠孝」について次のように記されている。

一に曰く国体、以て神聖、忠孝を以て国を建てたまへるを論じて、遂にその武を尚び民命を重んずるの説に及ぶ。父子の親は敦くして、至恩は以て隆んなり。天祖すでにこの二者を以てして人紀を建て、訓を万世に垂れたまふ。夫れ君臣や、父子や、天倫の最も大なるものにして、至恩は内に隆んに、大義は外に明らかなれば、忠孝立ちて、天人の大道、昭昭乎としてそれ著る。忠は以て貴を貴び、孝は以て親を親しむ。億兆のよく心を一にし、上下のよく親しむは、良に以あるなり。(『水戸学』日本思想大系、岩波書店)

(12) 加部巖夫編『村呂我中——亀井勤斎伝』明治三十八年発行所収。

(13) 女官による儀式の祖先祭祀は、具体的には黒戸の間の祭祀を指すが、こうした儀式の黒戸祭祀については、あくまでも「私」の祭りとして位置付けられており、女官自身

も「表」の祭祀ではないという明確な自覚のもとに行つていたことに留意したい。

それは女官が上げます。表ではありませぬ(男子役人がやるのではない)。うちら(御内儀)限りであります。そこへ向けて御膳も皆供えます。お黒戸へ向けて御仏がございます。日々御供えが上がる、それは本当でございませぬ。もちろんお局さんの方で、表には関係がないのでございませぬ。(下橋敬長『幕末の宮廷』東洋文庫、平凡社、一九七九)

明治二年、恭明宮を方広寺内に創設して京都御所黒戸に安置せる神仏及び女官等私祭の曆朝靈牌・仏体等を奉遷することとし、而して御造宮御用掛を置く(明治四年五月条『明治天皇紀』)

(14) 明治神祇官祭祀において「忠孝」が重要な思想となつていたことは、次のような詔にも明らかである。

神殿鎮祭の詔 明治三年一月三日

朕恭シク惟ミルニ、大祖業ヲ創ムルヤ、神明ヲ崇敬シ、蒼生ヲ愛撫シ祭政一致由来スル所遠寡弱ヲ以テ夙ニ堅緒ヲ承ケ。日夜忱惕シ天職ノ或ハ虧ケムコトヲ懼ル。乃チ祇ミテ天神地祇、八神暨ビ列祖ノ神靈トヲ神祇官ニ鎮メ祭リ、以テ孝敬ヲ申ブ。庶幾クハ億兆ヲシテ稔式スル所有ラシメンコトヲ。(『明治天皇紀』二)

(15) 「心仁の時より四百余年を経て、漸々に八神殿を再び

造られて、官祭の行なはるる時なれば、其祭式は古の儀式の如く。恭々しく行はれんと、世の人は思ふべけれど、福羽氏などは。物しらぬ時世の人々に媚て、態を麗くはせざりき、偶に上古の儀式などを弁へ知れる人のありて、故実の沙汰などする人をば忌み嫌ひつつ、所謂兵隊の軍神を祭る時の進退に似たる風儀をする人もありしなり。此は彼田舎出の物知らぬ人の諸官省より出たるに媚ひ諂へるが故の所為なり」(常世長胤「神祇官沿革物語」『皇国』所収)。

- (16) 「今度神祇官へ堂上方之内改而被仰付候様申出候儀一昨日御談奉申上候通昨廿五日参朝仕候而岩倉殿へ申入候処惣而局中之人ハ其局ニテ人撰申出候御規則ニ此度御治定相成候ニ付取極人體申出候様ニトノ事ニ御坐候猶御一新ニ而総御打替之儀ニ付是迄神祇ニ拘り候者ハ一切当局へハ不被仰付御模様且人員御規定ニ相成候御様子ニ而堂上方以上之処ハ先一人之外容易ニ難出来趣ニ被伺申候就而ハ白川初是迄神祇へ關係之人ハ拙モ御採用有之間敷」(「神祇官へ堂上ノ内人選方の件往復」『勤齋公奉務要書殘篇』卷一)。
- (17) 内侍所祭祀における「刀自」らの重要性はこのようない記事からもよく了解されよう。

- (18) 「内侍所之御用者神祇局引受被仰付度候事」(「十七内侍所御用神祇局引受諸社執奏等ノ件」『勤齋公奉務要書殘編』卷一)。

- (19) 記紀および、儀式書、公家の日記などから内侍所の起

源や祭祀あるいは設えなどを参照した「内侍所叢説」(国立公文書館蔵)には、明治四年二月福羽の命によって宣教権中博士木村正辭、神祇権大臣小中村清矩が集録したことが同書の奥書に記されている。

- (20) 浦田長民は、神宮神職を経て、明治四年八月五日に神祇官教部省出仕となる。同年十二月には神宮改正御用を任じられ、神宮改革に貢献した人物である。

- (21) 白川氏は明治二年七月から神祇官「大副」として一旦神祇官に復活するものの、明治三年十二月末には「出仕」扱いとなっている。神祇官再興直前まで、資訓が神祇行政の要職にあつたことを考えるとその変則的な処遇から、神祇官内の混乱が考えられよう。

- (22) 「祈年祭」の復興は明治二年二月二八日、吉田齋場所太元宮を神祇官代として行われている。神祇官における「祈年祭」のはじめは明治三年である。また「新嘗祭」も同様に吉田齋場所を神祇官代として明治二年二月二四日に行われており、神祇官祭祀の再興には吉田家の伝承が大きな役割を果たしている。

- (23) 明治四年十月の公文録の「四時祭典定則」の条に記されている「祭政一致図」によれば、神祇官において神祇行政を掌る「神祇卿・大少輔」等の役職と実際に祭祀を掌る者「掌典・神部」は異なる線で記されている。これによって神祇官内においては祭政が分離されていること、すなわ

ち「神祇行政」と「神祇祭祀」が分けられたことがわかる。白川、吉田は神祇行政からは切り離され、祭祀だけを専らにする存在になったことを意味しよう。

(24) 宮中改革について『明治天皇紀』ほか、原口清「明治初年の国家権力」、『大系・日本国家史4』近代1、東京大学出版会、一九七五、渡辺幾治郎『明治天皇』宗高書房一九五八などを参照。

(25) 「今朝女官総免職、昼過、皇后陛下御小座敷へ御出御、大輔万里小路殿御取次にて典侍以下拜命、中には等を下げられたる人もあり、(中略)是迄女の奉書などと、諸大名へ出せし数百年来の女権、ただ一日に打消し、愉快極まりなし、弥々皇運興隆の時節到来かと密に恐悦に堪へざるなり」(『吉井友実日記』『大西郷全集』第三卷)。

(26) 関口すみ子『御一新とジェンダー』東京大学出版会、二〇〇五。

(27) 「刀自」と初代「内掌典」を比較すると次のようになる。古代的な氏から名字への変更と思われる変化もみられる。

①「明治三年五月十八日 刀自の書き上げ」

②「明治四年十二月二日任内掌典」

元左史生兼行事官内匠寮山口内匠助紀以昌女
齋三十七才 孝子
御祖社々家山口紀伊守賀茂氏有女

藤江 七十一才 賀茂有子
元滝口小野左エ門少尉政春女

末尾 五十三才 小野直子
上賀茂沢田社禰宜堀内清緒女

滝野 三十八才 賀茂紀子
右大史内侍所地下非常附筆頭三善亮功女

高津 二十三才 三善壽子
元檢非違使木工寮勤務大石弘度女
早川 二十二才 天石知子

京都府貴属土族小野政敏妹
内掌典 小野直子 当未五十四歳

京都府貴属土族堀田清信妹
内掌典 堀内紀子 当未三十九歳

京都府貴属土族山名亮功女
内掌典 山名壽子 当未二十四歳

京都府貴属土堀川弘亮妹
権内掌典 堀川知子 当未二十三歳

東京府貴属土族朝山之綱妹
権内掌典 朝山義子 当未十七歳

(28) 川出清彦『大嘗祭と宮中のまつり』名著出版、一九九〇。

(29) 『神祇官々員録』福羽美静文庫(学習院蔵)。

(30) 国立公文書館所蔵の明治四年十二月から明治五年の「職員録」には内掌典の職名が記載されていない。明治五年三月に神祇省が廃され、太政官式部寮に掌典職の管轄が移管された後の明治五年の「職員録」にも掌典職が記載されるのみである。注(29)の福羽美静写による『神祇官々員録』には初代内掌典の氏名が記されており、こうした意味で本記録は貴重であろう。

*本文・注部分引用文の表記については一部、筆者が改めた。

(学習院大学大学院)